

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月17日
【会社名】	新華ホールディングス・リミテッド (新華控股有限公司Xinhua Holdings Limited)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 レン・イー・ハン(Lian Yih Hann)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンス ドライブ、クリケットスクウェア (Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1- 1111, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 神谷 光弘、西 理広
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所
【電話番号】	03(3568)2600(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 神谷 光弘、西 理広
【連絡場所】	東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所
【電話番号】	03(3568)2600(代表)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

本報告書は、2015年8月17日(香港現地時間)に、当社が、本邦以外の地域において新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の募集を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき提出するものである。

## 2【報告内容】

### (1) 有価証券の種類

新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

### (2) 新株予約権の内容等

#### (イ) 発行数

2,297,499個

#### (ロ) 発行価格

本新株予約権1個当たり4円(0.25香港ドル)

(注) なお、払込は円でも香港ドルでも可能とされている。また、別段の記載がある場合を除き、本報告書中の「香港ドル」は中華人民共和国香港特別行政区(本報告書においては単に「香港」という。)の法定通貨を表している。本報告書においては、1香港ドル=15.79円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行の2015年6月30日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値)により計算されている。1香港ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ四捨五入してある。

#### (ハ) 発行価額の総額

9,190千円(573千香港ドル)

### (二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

#### 1. 株式の種類

当社普通株式

#### 2. 株式の内容

新株予約権の目的となる普通株式は、東京証券取引所市場第2部に上場する予定であり、1株につき1議決権を有する。なお、当社は、225,000株の優先株式を発行しており、これらの優先株式は証券取引所に上場していないが、1株につき1議決権を有する。

#### 3. 株式の数

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数:2,297,499株

(注) 株価の変動により行使価額が修正された場合でも、全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数は2,297,499株で一定だが、当社が株式分割等を行う場合に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)が次の算式により調整される場合がある。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。調整後割当株式数の適用開始日は、調整後行使価額を適用する日と同日とする。また、割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## (ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

## 1. 本新株予約権の行使時の払込金額

9,190千円

(注) 本新株予約権が当初本新株予約権行使価額(決議日の直前取引日の株価の終値)746,687千円にて全て行使された場合の見込額である。

## 2. 行使価額

本新株予約権1個当たりの当初本新株予約権行使価額(決議日の直前取引日の株価の終値)325円

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正される(端数が生じた場合でも、行使価額の切上げ又は切下げは行わない。但し、当該行使価額に新株予約権の行使数を乗じた後に1円未満の端数がある場合は当該端数を切上げる。)。また、当社が時価以下で株式を発行する場合や株式分割等を行うことにより行使価額が調整される場合がある。但し、下限行使価額は当初行使価額である決議日の直前取引日の株価の終値の50%(162円)以上でなければならない。

## (ヘ) 新株予約権の行使期間

2015年8月18日から2017年8月17日まで

## (ト) 新株予約権の行使の条件

## 1. 制限超過行使の禁止

当社とマッコーリー・バンク・リミテッド(以下「割当予定先」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」という。)を制限するよう措置を講じる。具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、割当予定先との間で締結するコミットメント条項付買取契約で合意する。

## 2. 行使指示条項

割当予定先に割り当てた本新株予約権については、行使数の制限及び1回の行使価額が10,000米ドル(1米ドルは、7.8香港ドルとして換算)に相当する額(日本円への換算レートは、Bloomberg L.P.(ブルームバーグ社)における香港ドルの日本円に対するレートにより変動する。)を下回らないという制限のもとで、割当予定先自らの判断で行使が行われるとともに、当社は、本新株予約権の行使期間(2015年8月18日から2017年8月17日までの期間)の始期からその満了日の20取引日前の日(当日を除く。)までの期間中、一定の制限の範囲内で当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう割当予定先に対して指図を行うことができる。割当予定先は、かかる指図を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を当該指図が効力を生じた日から10取引日以内の期間(以下「行使義務期間」という。)中に行使する義務を負う。但し、割当予定先が、以下のいずれの事由が存在すると合理的に判断し、その旨を当社に通知した場合には、当該事由が解消してから3取引日を経過するまでは割当予定先は本新株予約権の行使義務を負わず、また当該事由が存在している期間は、行使義務期間の計算から除外される。

( ) 政府、規制当局、裁判所又は金融商品取引所の指示に基づく場合

( ) 割当予定先又はその日本における関連会社が関係法令を遵守するために必要な場合

( ) 行使義務期間中のいずれかの時間において、当社の普通株式について、取引所において取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限、ストップ安又はストップ高の措置を含む。)がなされている場合。

当社が一度に本新株予約権の行使を指図できる数は以下の( )から( )のうち、いずれか少ない数を上限とする。当社の割当予定先に対する本新株予約権の行使の指図が、当該数を超えるものである場合、当該超過の限度で当社による行使指図は無効となり、当該超過が起らない最大の数についての行使指図であったものとみなす。

- ( ) 制限超過行使とならない最大の数
- ( ) 当該指図に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が(a) 1千万円、(b)当該指図の直前の取引日を最終日とする5連続取引日の間の取引所における当社普通株式の1日当たり平均売買額、(c)当該指図の直前の取引日を最終日とする5連続取引日の間の取引所における当社の普通株式の1日当たり売買額の中央値のうち、一番小さい額を超えないような最大の数
- ( ) 本新株予約権が行使される結果割当予定先及び割当予定先関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の9.99%を超えない範囲の最大の数
- ( ) 本新株予約権が行使される結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超えない範囲の最大の数

また、以下のいずれかに該当する場合、当社がかかる指図を行うことはできない。

- ( ) 直近の本新株予約権が行使された日(又は当社が行使指図をした日)から2取引日目が到来していない場合
- ( ) 当社に未公表の重要事実等がある場合
- ( ) 当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合
- ( ) 当社が割当予定先に表明及び保証した事項が指図の直前時点において重要な点において真実でなく又は正確でない場合
- ( ) 当社が本新株予約権を取得する旨の通知を発しているか、当社に合併、上場廃止等の事由が発生している場合
- ( ) 割当予定先から、発行要項に従って本新株予約権を取得するよう請求する旨の通知を受領している場合
- ( ) 行使直前の3連続取引日の取引所における当社の普通株式の普通取引の終値のいずれかが下限行使価額の110%を超えていない場合
- ( ) 行使指示の時点における取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が直前取引日の当社の普通株式の普通取引の終値よりも10%以上減少している場合
- ( ) 取引日の中国標準時(=当社の事業本部のある香港時間。)午前7時前に行使指図が交付されない場合
- ( ) 割当予定先との事前の合意により発行が認められている当社の普通株式又は有価証券について、当社が発行について公表し、または取締役会で決議したものの、未発行のもの又は未交付のものがある場合

なお、当社は割当予定先に対して本新株予約権の行使を指図した場合は、その都度公表する。

### 3. 最低行使価格

本新株予約権の1回の行使についての行使価額の総額(行使される本新株予約権の数に、行使価額を乗じた額)が10,000米ドル(1米ドルを、7.8香港ドルとして換算)を下回るような行使はできないものとする。

#### 4. 先買権に関する条項

当社は、割当予定先との間に締結する予定のコミットメント条項付買取契約に基づき、本新株予約権の権利行使期間の満了日、当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及びコミットメント条項付買取契約が解約された日、のいずれか先に到来する日から6ヶ月が経過する日までの間に、転換価格修正条項や当社普通株式への転換権を含む条件面において本新株予約権に類似する新株予約権を当社が第三者に対し発行しようとする場合には、当社が当該第三者に対する新株予約権の発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意する予定である。

割当予定先が当該新株予約権の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して同条件にて新株予約権を発行する。但し、当社の取締役、役員、従業員、コンサルタント、投資家又は債権者を対象とし、株式又はストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携又はクレジット・ファシリティ(既存の提携、クレジット・ファシリティに限らず、新規又は潜在的な提携、クレジット・ファシリティを含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社又は個人に対して株式、ストック・オプション又はその他の証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)には、当社は、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認する必要はなく、割当予定先に上記のような先買権は存在しない。

#### 5. エクイティ性証券の発行に関する条項

(a)当社の取締役、役員、従業員又はコンサルタント、(b)金融機関ではない投資家又は債権者を対象として、株式又はストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社又は個人に対して株式、ストック・オプション又はその他の証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除き、本新株予約権が残存する間、当社は割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行することができない旨についても合意する。なお、当社は、コール・オプションを有しているため、例えば、割当予定先から本新株予約権を買い戻すことにより、株式等の証券を第三者に割り当てることは可能である。

#### 6. 解約条項等

その他、コミットメント条項付買取契約上は、不可抗力により契約の履行が困難となった場合、当社が表明保証した事実に誤りがあり又は当社が誓約や合意に違反した場合等、一定の条件のもとで、割当予定先による解約が可能となる。また、割当予定先は、本新株予約権の行使期間の満了日まで1ヶ月となった時以降、その裁量に基づき当社に通知することにより、本新株予約権の一部又は全部を当社が取得するように請求することができる。かかる請求を受けた場合、当社は、3取引日以内に当社が本新株予約権1個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を取得するものとする。なお、前記のとおり、コミットメント条項付買取契約が解約された場合も、解約がなされた日から6ヶ月が経過するまでの間に当社が第三者に対し新株予約権を発行しようとする場合は、当社は割当予定先に対して、原則として、事前にその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認する義務を負う。

また、当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、3取引日前までに事前に通知することにより、当社は本新株予約権の発行価額と同額にて、いつでも本新株予約権を買い戻すことができる。なお、当社がコール・オプションを行使した場合でも、割当予定先は、当社取締役会が指定する本新株予約権の取得日の前日までは、本新株予約権を行使することができる。

一方、本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が15取引日連続して当初権利行使価額の20%とする額である65円を下回った場合、15取引日連続して当社普通株式の1日当たりの取引所における平均売買出来高が、1,000株を下回った場合、又は当社普通株式の取引所における売買が、5取引日以上連続して停止された場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、当該請求がなされた日の翌取引日(同日を含む)から起算して3取引日目に、本新株予約権に係る払込価額と同額にて取得請求のあった本新株予約権を取得する。

(チ) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

22,974.99香港ドル(362,775円)

(注) 本新株予約権が全て行使された場合の見込額である。

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、本新株予約権を譲渡した場合、割当予定先は当該買取契約及び本新株予約権に基づく一切の債務から免責され、割当予定先からの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継することとなる。

(3) 発行方法

割当予定先に対する第三者割当ての方法による。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし。

(5) 募集又は売出しを行う地域

香港

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額：746,931千円

(注) 本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計見込額を加算し、発行諸費用の概算額を控除した金額である。

用途：当面の運転資金として、弁護士その他の専門家費用111～146百万円程度、当社子会社となる予定であるGINSMS Inc.（本社：カナダ・アルバータ州。証券コード：GOK。以下、「GINSMS」という。）の運転資金61～122百万円程度（仕入れ、開発費、マーケティング費用、人件費及び専門家費用等）、当社グループの人件費56～77百万円程度、新華モバイルの運転資金38百万円程度（設備投資、マーケティング費用、人件費等）、監査法人支払21～28百万円程度、保険料18～24百万円程度、賃借料15～18百万円程度及びその他の費用20～53百万円程度（2015年8月から2016年7月まで）を見込んでいる。また短期借入金の返済として、外国人投資家に68～71百万円及び原野氏に56百万円（2015年8月から2016年3月まで）、並びにノートの返済として、GINSMSの取締役会長かつ主要株主でもある、Lai Man Kon氏（以下、「ライ氏」という。）に156～314百万円程度及び当社のCEOであるレン・イー・ハン氏（以下、「レン氏」という。）が持分を100%所有するOne Heart International Limited（以下、「One Heart」という。）に0～294百万円程度（2015年8月から2016年6月まで）がそれぞれ必要であると見込んでいる。

GINSMSの運転資金として61～122百万円程度を見込んでいるのは、近年、急激かつ高い成長を遂げているモバイル事業において、同社がより早くその事業を拡大できるよう、当社グループからの迅速な資金援助が必要不可欠であると考えているためである。現在、同社の売上は伸びているが、現時点では、債務超過の状態にあり、財務の健全性に引き続き不安が残っていることから、同社が自ら迅速に借入れ等により資金調達をすることが難しい状況にある。また、同社が自ら新株式を発行し資金を調達することも検討したが、当社の同社に対する持分比率を維持したうえで、同社の株価が現在より相当程度高くなった時点で新株式の発行による資金調達を行うことが望ましいと考えたため、当社から資金援助を行う予定である。

	具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
	運転資金(販売管理費)	340~506	2015年8月から2016年7月
	短期借入金の返済	124~127	2015年8月から2016年3月
	ノートの返済	156~608	2015年8月から2016年6月

なお、調達資金を実際に支出するまでは、当社名義の銀行口座にて管理する予定である。また、本新株予約権の行使は原則として本新株予約権者の判断による為、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込む事は困難である。上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額及び用途については、行使による金銭の払込が実際になされた時点の状況に応じて変更される場合がある。なお、当社が希望するような規模での資金調達が結果としてできなかった場合には、原則として、適宜状況を考慮したうえで可能な限り上記に記載の運転資金の上限額及び上記の短期借入金の返済を最優先し、余剰部分を上記のノートの返済(ライ氏宛のノートの返済を優先)に充てることを想定している。なお、上記の運転資金、短期借入金の返済及びのノートの返済の金額は、それぞれ下限と上限を設けて範囲として記載しているが、下限金額は本新株予約権の平均行使価格が270円(市場価格が300円の場合)、また上限金額は当該行使価格が540円(市場価格が600円の場合)であった場合を想定している。

(7) 新規発行年月日

2015年8月17日(香港時間)

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称  
該当事項なし。

(9) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特記事項

(イ) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

上記(2)(二)に記載したとおり。

2. 行使価額の修正

上記(2)(ホ)「2. 行使価額」に記載した条件で行使価額は修正される。

3. 行使価額の修正頻度

行使の際に上記(2)(ホ)「2. 行使価額」に記載した条件に該当する都度、修正される。

4. 行使価額の下限

行使価額は、行使価額は当初行使価額である決議日の直前取引日の株価の終値の50%(162円)を下回らないものとする。但し、当社が時価以下で株式を発行する場合や株式分割等を行うことにより行使価額が調整される場合等に調整される場合がある。

5. 割当株式数の上限

2,297,499株(平成27年6月30日現在の当社発行済普通株式及び優先株式の総数2,777,776.79株に対する割合は、82.71%)。但し、当社が株式分割等を行う場合に調整される場合がある。

6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)

本新株予約権の発行価額の総額325円に下限行使価額である162円で本新株予約権全部が行使された場合の746,687千円を合算した金額である372,195千円(但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。)

## 7. 当社の請求による本新株予約権の取得請求

本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている。詳細は、上記(2)(ト)「6. 解約条項等」に記載したとおり。

## 8. 本新株予約権者による本新株予約権の取得請求

本新株予約権には、本新株予約権者が当社に対して、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することを可能とする条項が設けられている。詳細は、上記(2)(ト)「6. 解約条項等」に記載したとおり。

## (ロ) 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

## 1. 募集の目的及び理由

当社グループは、事業の立て直しを進めているが、当社グループの財政状況は、安定しておらず収益向上には至っていない。直近期(2014年12月31日までの第4四半期連結累計期間)における当社グループの純損失は2,936千米ドル(360百万円)となっており、財務基盤の安定化が課題となっており、当社グループには、2011年以降続けて継続企業の前題に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当社は、新規事業として高い収益性が見込まれるモバイル事業に参入するため、当社の完全子会社であるXinhua Mobile Limited(以下、「新華モバイル」という。)が、カナダのトロント・ベンチャー証券取引所(以下、「TSX-V」という。)に株式を上場しているGINSMSの発行済株式の合計28,123,320株(発行済株式総数の約54.57%に相当)を取得するため、GINSMSの取締役会長であり、主要株主でもあるライ氏、ライ氏が持分を100%所有するPanaco Limited(以下、「Panaco」という。)及び当社のCEOであるレン氏が持分を100%所有するOne Heartの3株主から株式等を取得することを決議し、各株主との間で売買契約書を締結した。

当該取引の際、当社は、ライ氏及びPanacoそれぞれに対して、年18%の割合の利息(利息は一日複利の満期日払)で元本及び利息の満期日(当初)が2015年4月14日となる総額3,909千カナダドル(385百万円)のアンセキュアード・プロミッサリー・ノート(無担保約束手形(注))(以下「ノート」という。)を振出し、One Heartに対して、年9%の割合の利息(利息は一日複利の満期日払)で元本及び利息の満期日が2015年7月14日である額面1,546千カナダドル(152百万円)のノートを振出した(現在、当該One Heart宛のノートの満期日は、一旦2015年8月31日まで延長されている)。なお、Panacoが保有していた、当社が振出人及び支払人である3,897千カナダドル(384百万円)のノートは、2015年5月1日に全額ライ氏に譲渡された。

(注) なお、この無担保約束手形は、香港法に基づき振出す私的なもので、証書貸付けとしての性質を有するものであり、手形交換所等が関与するものとは異なる。従って保有者の同意があれば、満期日その他の条件の変更について交渉及び変更することが可能である。

当社は、これらのノートの支払いのため、満期日までに別途増資等により弁済資金を調達する予定で、モバイル事業をグローバルに展開していくことを前提に、複数の金融機関・投資家と具体的な資金調達方法について協議を進めてきたが、交渉にはしばらく時間を要する見込みであったため、当社は、2015年5月1日にライ氏が保有するノートの支払いの一部についてデット・エクイティ・スワップ(以下「DES」という。)を実施した。なお、ライ氏が保有するノートの支払いの残りの2,631千カナダドル(259百万円)に対しては、ライ氏との交渉により新たなノートを発行し返済期日を2015年8月31日に延期することにした。また当社は、ライ氏にOne Heartが保有する上記額面1,546千カナダドル(152百万円)のノートを担保提供することに加えて、新華モバイルが保有するオプションを行使させることにより、One Heartが保有するGINSMSの額面金額6,255千カナダドル(617百万円)の転換社債(満期2015年9月28日)を新華モバイルが取得し、その対価として、当社がOne Heartに対して額面金額6,255千カナダドル(617百万円)の新たなノートを発行したうえで、One Heartをして、当該One Heart宛の新たなノートも担保としてライ氏に提供した。

また当社は、当面の運転資金を確保するため、2015年1月及び2月に外国の個人投資家(以下「外国人投資家」という。)から総額600千シンガポール・ドル(55百万円)の借入れ、2015年2月及び3月に当社取締役の原野直也氏(以下「原野氏」という。)から、総額50百万円(408千米ドル)を借入れた。上記外国の個人投資家からの借入金の返済日は、一旦2015年5月31日まで延長され、その後2015年8月31日に延長された。また、原野氏からのすべての借入金の返済日は、同氏からの最後の借入金の返済日である2015年9月2日に延長された。

上記のそれぞれの取引により、現在の当社の返済を要する債務(ノート及び短期借入金)の状況は、以下の一覧のとおりある(原野氏以外の債権者に対する利息は、一日複利)。

債権者	借入通貨	元本額		ノート発行日・借入日	満期日・返済日	利息(年率)
		借入通貨(千)	千米ドル			



ライ氏	カナダドル	2,631	2,119	259,479	2015年5月1日	2015年8月31日	28%
One Heart	カナダドル	1,546	1,245	152,463	2015年1月15日	2015年8月31日	9%
	カナダドル	6,255	5,038	616,853	2015年5月1日	2015年10月30日	18%
外国人投資家	シンガポールドル	200	149	18,188	2015年1月29日	2015年8月31日	18% / 25% / 28%
	シンガポールドル	200	149	18,188	2015年2月16日	2015年8月31日	18% / 25% / 28%
	シンガポールドル	200	149	18,188	2015年2月27日	2015年8月31日	18% / 25% / 28%
原野氏	日本円	20,000	163	20,000	2015年2月5日	2015年9月2日	15%
	日本円	10,000	82	10,000	2015年2月27日	2015年9月2日	15%
	日本円	10,000	82	10,000	2015年3月2日	2015年9月2日	15%
	日本円	10,000	82	10,000	2015年3月3日	2015年9月2日	15%
合計			9,256	1,133,360			

当社グループの既存事業の売上高は減少しており、また新規事業に参入するために株式を取得したGINSMSの連結子会社化がまだ完了していない状況の中で、運転資金を確保しつつ、上記のノート及び短期借入金を返済するためにも、追加資金が喫緊に必要な状況である。具体的には、当面の運転資金として340～506百万円程度(2015年8月から2016年7月まで)、短期借入金の返済として124～127百万円程度(2015年8月から2016年3月まで)、及びノートの返済として156～608百万円程度(2015年8月から2016年6月まで)がそれぞれ必要であると見込んでいる。これらは、短期的に当社グループが存続するために不可欠で、結果として当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益に適うものと考えており、資金使途は合理的であると判断した。

また、金融機関からの借入れは条件面で折り合いが付かなかったこと等も踏まえて、今般、本第三者割当により資金を調達することとした。

当社は、海外の個人投資家との間で、当社の請求により2百万米ドル(245百万円)を上限として借入ができるよう与信枠を設定することに合意している。これは、割当予定先による本新株予約権の行使の状況とは別に、当面の運転資金が不足することを防ぎ、確実性を担保するために設定したものである。

なお、本第三者割当てにより、当社のCEOであるレン氏が持分を100%所有するOne Heartに対するノートの返済は全額できない見込みであるが、同社に対するノートの残債務は、今後金融機関や投資家等との交渉を進め、別途資金を調達することで返済する予定である。

## 2. 本資金調達の概要及び選択理由

### a. 本資金調達の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使価額修正条項付き新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴う行使価額の払込により当社の資本が増加する仕組みになっている。

当社が割当予定先との間で締結するコミットメント条項付買取契約には、上記(2)(ト)に記載した内容が含まれている。

## b. 本資金調達を選択理由

当社では、運転資金、負債の返済及び事業拡大のための資金確保を目的とし、新株式及び行使価額が固定されている新株予約権の発行による第三者割当、並びに金融機関あるいは個人からの借入による、間接金融・直接金融を含めた資金調達方法を検討した。このうち、株式の発行については、当社の財務状態が芳しくないこと(売上高減少や損失計上、無配)から、現時点において新株式の引受先を見つけることは困難であった。また、当社の株価が不安定で財政面での安定性にも懸念があることから行使価額が固定されている新株予約権の引受先を見つけることも困難であった。さらには、現在の当社の財政状態により金融機関又は個人からの借り入れも難しい状況であった。そこで、当社は、第三者割当の方法による本新株予約権の発行以外の方法にて資金を調達することが極めて難しいという結論に至り、本新株予約権の発行により資金調達することを選択した。

また、割当予定先としてマッコーリー・バンク・リミテッドを選択した主な理由は、同社との間で2013年12月に第三者割当による新株予約権の発行を実施した後、同社の投資意欲と当社の資金需要が合致したことによる。

当社が同社に対して2013年12月20日に割り当てた750,000個の行使価額修正条項付新株予約権のうち、706,594個が行使され、383,909,802円の資金を調達しました。未行使分の43,406個は、390,654円(1新株予約権あたりの発行価額である9円にて計算)にて2014年7月15日買い戻したが、これはその時点における当社の発行済株式総数が、当時の当社の発行可能株式総数に達したため、同社が当該未行使分を行使することができなかったことから、同社との契約に基づいて同社からの請求を受けて当社が買い戻したものである。他の金融機関とも交渉も進めたが、今般、本新株予約権の割当先として再度同社を選定した理由は、同社が同種の投資案件に豊富な経験と実績を有していることに加え、2013年12月の発行でも同種の新株予約権の発行を同社と行っており、交渉や実行が比較的にスムーズに進められると考えたためである。

なお、今回の行使価額修正条項付き新株予約権の第三者割当による資金調達方法は、本新株予約権が全て行使された場合に新規に発行される普通株式の株は2,297,499株となり、発行済の普通株式及び優先株式の総数が、2015年8月17日現在、2,777,776.79株(自己株式等はない。)であることから、一株一議決権であり、自己株式は保有していないため、保有株式比率および議決権ベースの希薄化率はいずれも約82.71%となる見込みである。(DESによる277,777株の発行を合わせた場合、DESを実施する前の発行済株式総数に対する希薄化率は、103.01%となる。)このため、本新株予約権が行使されて発行済株式総数が増加した場合には、当社株主に対し1株当たりの利益の希薄化等の影響を及ぼす可能性がある。しかしながら、上記のとおり、通常の新株予約権の発行に比べ、行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても割当予定先にとっては行使しやすく、又、新株式の第三者割当と異なり、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっている。株価の動向等を勘案しながら機動的に資金を調達することが長期間に亘って継続的に可能となるため、当社グループの資金需要を満たしつつ、自己資本を増強することが可能であることから、下記[他の資金調達方法との比較]に記載のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最良の選択であると判断し、これを採用することを決定した。

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所及び短所がある。

## [長所]

- ( ) 当社が割当予定先に本新株予約権の行使の数と行使の時期を本新株予約権の条件と制限のもとで指定することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を一定程度抑えることができる。
- ( ) 一度に行使される本新株予約権の数には、上記(2)(ト)「1. 超過制限行使の禁止」に記載のとおり、上限が設けられており、また、権利行使価額には下限が設定されていることから、株価に対する影響を限定することができる。
- ( ) 株価が上昇し、有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、本新株予約権を償還し、より有利あるいは効果的な調達方法を選択することができる。

[ 短所 ]

- ( ) 株価の下落により行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。
- ( ) 割当予定先の基本方針として、権利行使後の株式を中長期間保有する意思を有しておらず、権利行使により取得された株式が市場で売却された場合、市場株価の下落を招く可能性がある。
- ( ) 割当予定先が本新株予約権を行使しない場合や、本新株予約権の買戻しを請求する場合、又はコミットメント条項付買取契約を解約する場合等には、資金調達額が減少する。
- ( ) 当社株式の流動性が著しく減少した場合、権利行使を指示できる数が減少するため、調達できる資金額が著しく減少する。
- ( ) 当社の手取額は割当予定先の権利行使状況、当社株価の推移及び本新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

[ 他の資金調達方法との比較 ]

上記「(2)口の1. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループの既存事業の売上高は減少しており、運転資金を確保しつつ、ノート及び短期借入金を返済するために、追加資金が喫緊に必要な状況である。また現時点において、上記「2.(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期」に記載の資金を本新株予約権の発行以外の方法で調達することが極めて難しい状況であるため、当社は、本新株予約権の発行による資金調達を行うこととした。

- (八) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容

当社が割当予定先と締結するコミットメント条項付買取契約には、上記(2)(ト)に記載した内容が含まれている。

- (二) 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

コミットメント条項付買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社の普通株式を、市場外の一度の取引により、発行済株式総数の1%以上を一度に譲渡しないこととされている。

- (ホ) 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項なし。

- (ヘ) その他投資者の保護を図るため必要な事項

コミットメント条項付買取契約において、割当予定先が本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する旨が定められている。

- (10) 当該新株予約権証券を取得しようとする者の名称等

マッコーリー・バンク・リミテッド(Macquarie Bank Limited)。詳細は、下記(13)(イ)「1. 概要 a. 割当予定先の概要」記載のとおり。

- (11) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

取得者と当社との間に出資関係、取引関係その他これに準ずる関係はない。詳細は、下記(13)(イ)「1. 概要 b. 提出者と割当予定先との間の関係」記載のとおり。

- (12) 保有期間その他の当該新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

上記(2)(ト)に記載したものの以外は該当なし。

## (13) 第三者割当の場合の特記事項

## (イ) 割当予定先の状況

## 1. 概要

## a. 割当予定先の概要

(1) 名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 本店の所在地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし
(4) 代表者の役職・氏名	会長 H.K. マッキャン (H.K. McCann) CEO M.J. リームスト (M.J. Reemst)
(5) 事業内容	商業銀行
(6) 資本金	9,105百万オーストラリアドル (838,206百万円) (平成27年3月31日現在)
(7) 主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項なし
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項なし
人事関係		該当事項なし
資金関係		該当事項なし
技術又は取引関係		該当事項なし

## 2. 割当予定先の選定理由

当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達が極めて困難な状況にあると認識している。当社グループが置かれた状況を勘案すると、早期黒字化に向けた経営基盤の安定及び業務拡大が必要不可欠であり、これらに要する資金を機動的に調達できる手段として、新株予約権の第三者割当による資金調達が当社の企業価値向上に最も資するものと判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してきた。割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとは、2013年12月に第三者割当による新株予約権の発行を実施した後、マッコーリー・バンク・リミテッドの投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等について理解を得たうえで、今回の資金調達への支援につきマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で協議・交渉を行うこととなった。今般、本新株予約権の割当先として同社を選定した理由は、同社が同種の投資案件に豊富な経験と実績を有していることに加え、2013年12月の発行でも同種の新株予約権の発行を同社と行っており、交渉や実行が比較的スムーズに進められると考えたことによるものである。

資金調達に関しては、他社からの提案も検討したが、その内でマッコーリー・バンク・リミテッドからの提案を選択した理由は、当社の実績に対する評価のみならず、マッコーリー・バンク・リミテッドから提示された条件(コミットメント付きであり当社の行使指示により機動的な資金調達を行うことも可能であること)を考慮し、同社を割当予定先と選定することが、当社にも株主にとっても有利であると判断したことによるものである。

## 3. 割り当てようとする株式の数

当社が、割当先に割り当てる予定の本新株予約権は合計2,297,499個であり、その目的である当社普通株式の数は2,297,499株である。

#### 4. 本新株予約権の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはない。本新株予約権の買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社の普通株式を、市場外の一度の取引により、発行済株式総数の1%以上を一度に譲渡しないことに同意している。本新株予約権のコミットメント条項付買取契約において、本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要とされており、また、譲渡が行われた場合、譲受人は本新株予約権のコミットメント条項付買取契約に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定である。

また、当社と割当予定先は、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使(「制限超過行使」)を制限する。具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、

割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、コミットメント条項付買取契約で合意する。

#### 5. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、最近3年間の経営成績および財政状態について2013年から2015年のANNUAL REPORT(貸借対照表の預金残高)を確認しており、払込みに要する財産の存在について、確実なものと判断した。

#### 6. 割当予定先の実態

割当予定先の株式を100%所有するマッコーリーB.H. Pty Ltdの親会社であるマッコーリーグループ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けている。又、マッコーリーグループは、英国の金融サービス機構FSA(Financial Services Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリーバンク・インターナショナルも傘下においている。そして、マッコーリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けている。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、マッコーリー・バンク・リミテッドのアンニュアルレポート等で確認しており、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断している。なお、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出している。

#### (ロ) 譲渡制限

本新株予約権の買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、本新株予約権を譲渡した場合、割当予定先は当該買取契約及び本新株予約権に基づく一切の債務から免責され、割当予定先からの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継することとなる。また、本新株予約権の買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社の普通株式を、市場外の一度の取引により、発行済株式総数の1%以上を一度に譲渡しないことに同意している。

## (八) 発行条件に関する事項

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を独立第三者である算定機関(RHL Appraisal)に依頼した。当該評価においては、新株予約権の公正価値は、まず原資産となる発行会社株式の価格(株価)の確率過程を規定し、そこから想定される株価分布を元に新株予約権の権利行使により発生するペイオフ(金額と時期)の期待値を求めることで算出できるとしたうえで、新株予約権の公正価値算定には、発行会社及び割当先の行動を織り込みペイオフの経路を分析する必要があるため、数値計算手法(モンテカルロ法)により解を導いたとしている。具体的には、発行要項並びに当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)等の市場データを踏まえ、当社に付されたコール・オプション及び行使指図権等の発動方針、割当予定先の特約条項の発動方針及び割当予定先の株式保有方針等について、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、発行時の払込金額による株主資本の流入、新株予約権の権利行使に際して発行される新株による既存株式の希薄化をそれぞれ考慮したうえで評価を実施した。

また、割当予定先は、当社の株式の流動性を考慮しながら、自らの判断により随時権利行使及び株式売却を行うが、評価上は、割当予定先の過去の同様な新株予約権における取り組みを分析した結果を基にした売買出来高を目安としている。行使して得た株式は、日々売却されていく前提で評価されており、当該前提については、将来の売買出来高は過去の売買出来高と同じであると仮定したうえで、現在の流動性が将来においても継続し、割当予定先による1日あたりの株式売却数は、売買出来高の10%であるという前提を採用することで不合理ではないと、当社及び割当予定先とで検討を重ね判断した。なお、予想される出来高及び株式を保有する制約によっては、全ての行使が終了しない可能性もある。加えて、割当予定先には買取請求権が付されているが、割当予定先に当該権利行使の意図を確認したところ、当該権利は当社の信用事由に関する懸念が高まった時に行使するものと想定しているとの説明を受けており、それを前提に評価に織り込んでいる。また、評価書は、一日当たり過去2年間の平均売買出来高が15,282株とされているため、割当予定先による一日あたりの売却可能な株式数の上限は、1,528株(一日あたりの過去2年間の平均売買出来高の10%)としている。また、1回の行使請求で行使される価額は、10,000米ドルを下回らず、行使価額に当社の発行済株式総数の5%を乗じた価額を上回らない価額であるものとしている。なお、行使期間中に行使指示の要件を満たし、割当予定先が行使をしなかった場合、当社が割当予定先に行使を指示できる。かかる行使指示に関する権利は、行使指示の要件が満たされた場合、当社が必ず行使を指示する前提で評価の際に考慮されている。これらの主要な前提について、算定機関により評価モデルの中で考慮・採用されたものとして合理的であると考えている。

また、当初行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値325円に決定した。当初行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断した。なお、当初行使価額の当該直前取引日までの1か月間の終値平均361円に対する乖離率は10%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均454円に対する乖離率は28%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均545円に対する乖離率は40%である。本新株予約権の当初行使価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日の終値325円としたのは、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定時期、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、新株式及び自己株式の発行に関する日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方に準じて、直近の株価を基準とすることが公正妥当であると判断したことによるものである。これにより算定した発行価額については、当社が日本の株式会社であったと仮定しても、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しない水準であると判断している。

なお、払込金額の適法性については、本日開催の取締役会にて取締役3名全員が、特に有利な金額による発行に該当しない旨の意見を表明した。当該意見の基礎となる判断要素として、払込金額の算定にあたり算定機関であるRHL Appraisalが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であること、又、修正後の行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行の場合についての払込金額の基準に準じ、新株予約権行使日の直前取引日の当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額に修正されるので、本新株予約権の払込金額及び行使価額については適正価額であり、当社の逼迫した財務状態に鑑みると、特に有利な金額による発行ではない旨の意見を述べている。

また、割当予定先との交渉の結果、下限行使価額は、当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の50%に相当する額であるとしており、株価がある程度下落している時期でも、割当予定先による行使を可能とするために当該水準の下限を設定しているため、当社としては合理的な水準であると考えている。

## (二) 大規模な第三者割当に関する事項

本日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は2,777,776.79個で、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に係る議決権の数は2,297,499個(発行予定株式数は2,297,499株)である。第三者割当により割り当てられる新株予約権の目的である株式に係る議決権の数(2,297,499個)を、当社の総株主の議決権数(2,777,776.79個)から本報告書の提出日前6月以内に行われた新株予約権の第三者割当により割り当てられた新株予約権の目的たる株式に係る議決権の数(277,777個)を控除した数(2,499,999.79個)で除した数は0.92(小数点第3位を四捨五入)となることから大規模な第三者割当に当たる。

## (ホ) 第三者割当後の大株主の状況

(2015年6月30日現在)

	氏名又は名称	住所	株式の種類	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
1	Lai Man Kon	Causeway Bay, Hong Kong	普通株式	277,000	9.97%
2	カ) EMUA-RUKANHA	東京都港区新橋	普通株式	255,930	9.21%
3	レン・イー・ハン	Marine Parade, Singapore	優先株式	225,000	8.10%
4	カ) テクノグローバル	東京都中央区日本橋兜町	普通株式	147,736	5.32%
5	アカバネ ノリヒコ	長野県上田市	普通株式	114,000	4.10%
6	ミヤタ カズノリ	宮崎県都城市	普通株式	57,975	2.09%
7	INTERACTIVE BROKERS LLC	東京都中央区日本橋	普通株式	42,572	1.53%
8	ハマノ タケユキ	兵庫県神戸市	普通株式	36,604	1.32%
9	マツダ ヨシヒロ	東京都新宿区	普通株式	30,000	1.08%
10	スギノ トオル	東京都品川区	普通株式	28,018	1.01%
	合計			1,214,835	43.73%

(注) ( ) 2015年6月30日現在の当社の発行済株式総数2,777,776.79に対する割合である。

( ) 2015年5月1日、当社は当社に対する債権の現物出資を受けて、Lai Man Kon氏に277,777株の普通株式を発行している。2015年6月30日現在、同氏は277,000株の普通株式を保有している。同氏は、2015年7月8日までに保有する株式を全て売却しているため、2015年7月9日現在、同氏している株式はない。

( ) 当社の発行済株式総数は2015年6月30日現在、2,777,776.79株であるため、仮に全部の本新株予約権を行使した場合、割当予定先の持株比率は45.27%となる。

## (ヘ) 大規模な第三者割当の必要性

当社業績は回復しつつあるものの、本格的な回復にはなお時間を要する状況であり、公募増資や金融機関借入等の実行は難しく、調達方法は第三者割当に限られている。また、潜在的に、大規模な株式の希薄化による既存株主持分割合への影響が生じる可能性があるが、まずは喫緊の課題である資金繰りの改善と自己資本の充実を図るべきである。本件第三者割当とその後の本新株予約権の行使により調達した資金により、当社の負債の大部分を整理、資本金を増加、また純資産を増強できるため、今後の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、既存株主をはじめステークホルダーのメリットが、デメリットを上回るものと考えている。

当社は既存株主に影響が生じることに鑑みて株主総会の開催も検討したが、上述のとおり既存株主へのメリットがデメリットを大幅に上回ると判断した点、及び現状の当社資金需要の緊急性を考慮し、独立第三者の意見を入手する方法を選択した。

そこで、当社は既存株主に影響が生じることに鑑みて、本件割当における必要性及び相当性に関する客観的視点からの意見を入手するため、一般株主保護のために経営者から一定程度独立した者として二重橋法律事務所の弁護士川村一博氏(以下、「二重橋法律事務所」という。)に対して、本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見の表明を依頼した。

当社は、二重橋法律事務所に対して、本件割当について、その目的及び理由、資金調達の額・使途及び支出予定時期、資金使途の合理性、他の資金調達方法の可能性及びそれとの比較、発行条件の合理性、割当先の選定理由、既存

株主に対する影響、業績に与える影響、その他必要事項を説明し、また二重橋法律事務所からの質問に対し詳細な回答を行った。そこで二重橋法律事務所からは本日付で当社の取締役会に対して、下記内容を記載した意見書が提出された。その中では、当社が直近の事業年度において純損失を計上するなど当社の資金繰りが悪化している中で、運転資金の確保と、借入金の返済のための資金調達を行う合理的な必要性があること、当社の業績と信用状態を考慮すると銀行融資や公募による他の調達は困難であり本件割当は必要かつ合理的であると考えられる旨が記載されている。また、本件第三者割当により、一定程度の希薄化が生じるものの、当社の資金事情の改善及び成長のための投資による収益性の改善が可能となるものであり、二重橋法律事務所からの意見書では、本新株予約権の条件は、割当予定先との交渉によって定められたもので、評価機関の算定する価値評価を考慮したものであり、当社の指示により割当予定先に新株予約権の行使をさせることが可能となっていること、本株予約権の行使ができない期間を当社が指定することができること、制限超過行使はできないこととされていること等、当社や既存株主の利益を保護するための規定が入っていることも総合的に考慮すると、本件割当を選択することは相当であるといえる旨が記載されている。

(ト) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項なし。

(チ) その他参考になる事項

提出者の発行済の普通株式及び優先株式の総数(2015年6月30日現在)は2,777,776.79株である。

以 上